

一宮町キャラクター着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮町キャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸し出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 町長は着ぐるみを業務の支障のない範囲で貸し出すものとし、貸し出し対象は以下のとおりとする。

- (1) 町内に活動の本拠を置く各種団体及び企業
- (2) その他町長が適当と認めるもの。

(貸出の承認申請)

第3条 着ぐるみを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ一宮町キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出承認等)

第4条 町長は前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、着ぐるみの貸出を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸出を承認しない。

- (1) 一宮町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他町長が使用について不適当と認めたとき。

2 町長は、着ぐるみの貸出を承認するときは一宮町キャラクター着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により、貸出を承認しないときは一宮町キャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による着ぐるみの貸出の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみの貸出期間は、原則として借受・返却を含めて5日以内とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみの貸出の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの貸出の承認を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。

(貸出承認の取消)

第8条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要領に違反したときは、町長は、貸出承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。この場合において、使用者に損害が生じたときは、町長はその責を負わない。

(現状復帰)

第9条 使用者の故意又は過失により、着ぐるみを破損及び汚損した場合には、使用者は修繕費用等の実費をもって負担する。

(責任制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切その責を負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸し出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年7月9日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

一宮町キャラクター着ぐるみ貸出承認申請書

一宮町長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名） 印

電話番号

下記のとおり一宮町キャラクターの着ぐるみの貸出承認を申請します。なお、一宮町キャラクター着ぐるみ貸出要領の規定を遵守します。

記

1 事業名	
2 開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
3 開催場所	
4 事業内容	
5 参加人数	
6 使用期間	年 月 日～ 年 月 日
7 担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号)	
(添付書類) 開催案内チラシなど事業の趣旨や内容がわかる資料	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

一宮町キャラクター着ぐるみ貸出承認通知書

氏名（名称及び代表者名） 様

一宮町長 印

年 月 日付けで申請のありました一宮町キャラクターの着ぐるみの貸出については、下記の条件を付して承認します。

記

1 承認内容は次のとおりとする。

1 事業名	
2 開催日時	年 月 日 時 分～ 時 分
3 開催場所	
4 事業内容	
5 使用期間	年 月 日～ 年 月 日
6 備考	

2 使用に関しては、一宮町キャラクター着ぐるみ貸出要領に基づく規定及び承認内容を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

一宮町キャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書

氏名（名称及び代表者名） 様

一宮町長 印

年 月 日付けで申請のありました一宮町キャラクターの着ぐるみの貸出については、下記の条件を付して不承認とします。

記

1 不承認内容は次のとおりとする。

別 紙

一宮町キャラクターの着ぐるみを使用する際の注意事項

1 使用上の注意事項

- (1) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (2) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (3) 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、等を着用すること。
- (4) 会場の気温等を考慮し、水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- (5) 当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- (6) 飲酒した人は危険なため、着用しないこと。
- (7) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず誘導係をつけること。
- (8) 使用後は、消臭スプレー等を利用して、手袋は裏返しにして、風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- (9) 着ぐるみの改造はしないこと。
- (10) 着ぐるみの搬出入は、使用者の責任において行うこと。
- (11) 輸送や保管の際には、型くずれしないよう取り扱いに十分留意すること。

2 一宮町キャラクターとしての遵守事項

- (1) イメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
- (2) 関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。

3 その他

- (1) 貸出期間が重複する場合は、希望に沿えない場合があること。